

令和8年2月15日執行
長浜市長選挙

政治活動のしおり

長浜市選挙管理委員会

この「政治活動のしおり」は、政党その他の政治活動を行う団体が、長浜市長選挙の告示の日から選挙の期日までの期間中に受ける各種の規制について、公職選挙法（以下「法」という。）その他関係法令中、政治活動に関して特に留意しなければならないことを抜粋したものです。このほかにも重要な事項が多数ありますので、関係法令等について十分研究のうえ、誤りのないようにしてください。

目 次

1	政治活動の規制	P 1
	(1) 規制される期間	P 1
	(2) 規制される政治活動	P 1
2	規制された政治活動を行うことのできる政治団体	P 1～2
3	政治団体の確認手続	P 2
	(1) 確認の申請	P 2
	(2) 確認書の交付	P 2
4	確認団体が行うことができる政治活動	P 2
	(1) 政談演説会の開催	P 2～3
	(2) 街頭政談演説の開催	P 3～4
	(3) 政治活動用自動車の使用	P 4
	(4) 拡声機の使用	P 4～5
	(5) ポスターの掲示	P 5～6
	(6) 立札および看板の類の掲示	P 6～7
	(7) ビラの頒布	P 7
	(8) 連呼行為の制限	P 7～8
	(9) 特定の候補者の氏名等の記載の禁止	P 8
	(10) 特定の建物における文書図面の頒布の禁止	P 8
5	選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去	P 8
6	政党その他の政治団体の発行する機関紙誌の特例	P 8～9
	(1) 選挙に関する報道および評論の掲載できる機関紙誌	P 9
	(2) 表現の自由の濫用の禁止	P 9
	(3) 頒布または掲示方法の制限	P 9

1 政治活動の規制（法 201 の 9、201 の 13）

（1）規制される期間

政党その他の政治活動を行う団体は、その行う政治活動が選挙運動にわたらない限り本来自由に政治活動を行うことができますが、市長選挙の行われる区域においては、選挙の告示の日（2月8日）から選挙の当日（2月15日）までの間は、一定の政治活動が規制されます。

（2）規制される政治活動

政党その他の政治活動を行う団体が行う政治活動には、政策の普及宣伝、党勢拡張、議会報告等様々な方法がありますが、これらの政治活動のうち次に掲げる行為が禁止されます。

ア 政談演説会の開催

イ 街頭政談演説の開催

ウ ポスターの掲示（政党その他の政治活動を行う団体のシンボルマークを表示するものの掲示を含む。）

エ 立札および看板の類（政党その他の政治団体の本部または支部の事務所において掲示するものを除く。）の掲示（政党その他の政治活動を行う団体のシンボルマークを表示するものの掲示を含む。）

オ ビラ（これに類する文書図画を含む。）の頒布（政党その他の政治活動を行う団体のシンボルマークを表示するものの頒布を含む。）

カ 宣伝告知（政党その他の政治活動を行う団体の発行する新聞紙、雑誌、書籍およびパンフレットの普及宣伝を含む。）のための自動車および拡声機の使用

キ 連呼行為

ク 掲示または頒布する文書図面（新聞紙および雑誌を除く。）に、当該選挙区の特定の候補者の氏名またはその氏名が類推されるような事項を記載すること。

ケ 国または地方公共団体が所有し、または管理する建物（もっぱら職員の居住の用に供されているものおよび公営住宅を除く。）において文書図面（新聞紙および雑誌を除く。）の頒布（郵便または新聞折込みの方法による頒布を除く。）をすること。

2 規制された政治活動を行うことのできる政治団体（法 201 の 9）

市長選挙においては、所属候補者または支援候補者を有する政党その他の政治団体が、長浜市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に確認書の交付を申請し、確認書の交付を受けた場合に限り、市長選挙の確認団体として選挙の告示の日（2月8日）から選挙の期日の前日（2月14日）までの間に限り、前述1で規制される政治活動を一定の制限のもとに行うことができます。

『所属候補者』…立候補の際に特定の政党その他の政治団体に所属する旨の届出をした候補者で、候補者届出書に記載された党派名と当該政党その他の政治団体名が一

致しなければなりません。

『支援候補者』…立候補の際にいづれの政党その他の政治団体にも所属しない（無所属）として届け出た候補者で、当該政党その他の政治団体が推薦し、または支持するものをいいます。

3 政治団体の確認手続（法 201 の 9）

確認団体であることの確認を受ける手続は、次のとおりです。

（1）確認の申請

政治団体は、所属候補者または支援候補者の氏名、選挙区および立候補届出年月日を記載した「政治団体確認申請書」により委員会に確認の申請をして、確認書の交付を受けなければなりません。支援候補者については、「政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書」も必要です。

また、申請にあたっては、令和8年2月8日現在において国会に議席を有する政党以外の政治団体にあっては、①政治資金規正法第6条の規定による届出書の写し、②綱領または規約（①の届出書に添付されたもの）、③役員名簿、④最近の予算書を1部添付してください。

（2）確認書の交付

委員会は、申請書その他の関係書類が完備していると認め、かつ、申請書に記載されている所属候補者または支援候補者にかかる立候補届出を選挙長が受理したことを確認したときは、「確認書」を交付します。

4 確認団体が行うことができる政治活動（法 201 の 9、201 の 10～201 の 13）

確認団体は、前述1の禁止される政治活動でも、選挙の当日を除き、次の制限のもとに一定の政治活動ができます。

（1）政談演説会の開催

ア 政談演説会の意義

政党その他の政治団体が、その政治活動として政策の普及宣伝を目的として行う演説会をいいます。

イ 開催回数（法 201 の 9①）

2回に限り開催できます。

ウ 政談演説会の開催届出（法 201 の 11②）

政談演説会を開催しようとするときは、委員会が交付する「政談演説会開催届出書」によって、あらかじめ委員会に届け出なければなりません。

エ 政談演説会における選挙運動（法 201 の 11①）

政談演説会においては、政策の普及宣伝のほか、候補者の推薦、支持その他選挙運動のた

めの演説することができます。また、候補者は、弁士として自己の選挙運動のための演説もすることができます。ただし、政談演説会は、政策の普及宣伝を本来の目的とするので、政談演説が主であって、選挙運動のための演説はあくまでも従として行われるものでなければなりません。

オ 政談演説会における連呼行為（法 201 の 13①ただし書き）

政談演説会の会場においては、政治活動のための連呼行為をすることができますが、選挙運動のための連呼行為をすることはできません。

カ 他の選挙が行われる場合の制限（法 201 の 12②）

市長選挙の告示の日から選挙の期日の前日までの間に他の選挙が行われる場合は、その選挙の当日、当該投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所を設けた場所の入口から 300 メートル以内の区域において、政談演説会を開催することができません。

キ 政談演説会の周知方法

政談演説会を周知することも政治活動の一部であり、当然に政治活動に関する規制を受けます。したがって、ポスター、立札、看板、連呼行為、ビラ（これに類する文書図画を含む。）で周知するときは一定の制限があり、ポスターについては後述 4—(5) のように枚数、規格、証紙などの制限があり、立札、看板の類については後述 4—(6) のように一の政談演説会ごとに 5 個以内という数の制限があり、ビラについては後述 4—(7) のように委員会に届け出たもの（2 種類に限られる。枚数の制限はない。）に限り頒布できる（散布はできない。）といった制限があります。

ク 政談演説会の会場内の文書図画の掲示（法 201 の 9①）

政談演説会の会場内に掲示する文書図画については、記載内容に特定の候補者の氏名またはその氏名が類推されるような事項を記載することができず、またポスターについて制限があるほかは制限がありません。

（2）街頭政談演説の開催

ア 街頭政談演説の意義

政党その他の政治団体が、街頭またはこれに類似する場所で政策の普及宣伝のために行う演説をいいます。

イ 街頭政談演説の開催（法 201 の 9①）

街頭政談演説は、後述 4—(3) により使用する政治活動用自動車の停止した車上およびその周囲において開催できます。なお、開催回数に制限はありません。

ウ 開催時間の制限（法 201 の 12①）

街頭政談演説は、午後 8 時から翌日午前 8 時までの間は開催することができません。

エ 街頭政談演説における選挙運動（法 201 の 11①）

街頭政談演説は、政策の普及宣伝のほか、候補者の推薦、支持その他選挙運動のための演

説をすることができます。また、候補者も、弁士として自己の選挙運動のための演説を従として行うことができます。ただし、政談演説会と同様に、選挙運動のための演説はあくまで従として行われるものでなければなりません。

オ 街頭政談演説における連呼行為（法 201 条の 13①ただし書き）

街頭政談演説の場所では、政治活動のための連呼行為をすることはできますが、選挙運動のための連呼行為をすることはできません。

カ 他の選挙が行われる場合の制限（法 201 条の 12②）

街頭政談演説は、他の選挙が行われる場合には、その選挙の当日、投票所を閉じる時刻までの間、投票所を設けた場所の入口から 300 メートル以内の区域においては開催することができません。

キ 静穏の保持（法 201 の 12③）

街頭政談演説を開催する確認団体は、学校および病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません。

ク 長時間にわたる街頭政談演説の規制（法 201 の 12③）

街頭政談演説を開催する確認団体は、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりません。

(3) 政治活動用自動車の使用

ア 政治活動用自動車の制限（法第 201 の 9①）

選挙の告示の日から選挙の期日の前日までの間において、政策の普及宣伝（政党その他の政治団体の発行する新聞紙、雑誌、書籍およびパンフレットの普及宣伝を含む。）および演説の告知のための自動車（以下「政治活動用自動車」という。）は、確認団体でなければ使用することができず、その台数は 1 台に限られています。

この政治活動用自動車の種類には別段の制限はなく、大型トラック、バス、宣伝カーでも差し支えありません。また、乗車人数についても選挙運動用自動車の場合のような制限はありませんが、道路交通法などの関係法規は守らなければなりません。

イ 表示板の掲示（法 201 条の 11③）

政治活動用自動車には、委員会が確認書と同時に交付する「政治活動用自動車表示板」を、自動車の前面にその使用中常時掲示しておかなければなりません。

ウ 文書図画の掲示（法 201 条の 9①）

政治活動用自動車に掲示する文書図画については、特定の候補者の氏名またはその氏名が類推される事項を記載することができず、またポスターについて制限があるほかは制限がありません。

(4) 拡声機の使用（法 201 の 9①）

政策の普及宣伝（政党その他の政治団体の発行する新聞紙、雑誌、書籍およびパンフレット

の宣伝普及を含む。) および演説の告知のためにする拡声機の使用は、政談演説会の会場、街頭政談演説 (政談演説を含む。) の場所および政治活動用自動車の車上に限られます。

(5) ポスターの掲示

ア 規格および枚数の制限 (法 201 の 9①)

選挙の告示の日から選挙の期日の前日までの間において掲示することができるポスターの規格は、長さ 85 センチメートル、幅 60 センチメートル以内のもので、その枚数は 1,000 枚以内に限られます。

イ 記載内容 (法 201 条の 9②において準用する法 201 条の 6②)

ポスターの記載内容は、純然たる政治活動のものはもちろん、所属候補者または支援候補者の選挙運動のために使用することができます。

ただし、特定の候補者の氏名またはその氏名が類推されるような事項を記載することはできないので、その記載事項がたとえ純然たる政治活動のためのもの、例えば、候補者を掲示責任者として記載すること、あるいは候補者を政談演説会の弁士として氏名を記載することは禁止されます。

また、シンボルマークのみを印刷したポスターもこのポスターに該当します。

ウ 証紙の貼付 (法 201 の 11④)

ポスターを掲示しようとするときは、委員会が交付する証紙を貼付しなければなりません。この証紙の交付を受けようとするときは、委員会が交付する「政治活動用ポスター証紙交付票」とポスターの見本 2 枚 (記載内容が異なるポスターがあるときは、それぞれ 2 枚) を添えて委員会に提出してください。

また、証紙の交付を受けた後新しいポスターを作成したときも、見本 2 枚を提出してください。

エ 確認団体名および掲示責任者の氏名等の記載 (法 201 の 11⑤)

ポスターの表面に、確認団体の名称ならびに掲示責任者および印刷者の氏名 (法人にあっては名称) および住所を記載しなければなりません。

オ 掲示箇所の制限 (法 201 の 11⑥)

確認団体が掲示するポスターは、国もしくは地方公共団体が所有し管理するもの、または不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には掲示できません。

ただし、橋梁、電柱、公営住宅ならびに地方公共団体の管理する食堂および浴場には、承諾を得れば掲示することができます。

また、他人の工作物にポスターを掲示しようとするときは、その居住者、居住者がない場合はその管理者、管理者がない場合はその所有者 (以下これらを総称して「居住者等」という。) の承諾を得なければなりません。承諾を得ないで他人の工作物に掲示されたポスターは、居住者等において撤去することができます。

カ 選挙当日の掲示および撤去（法 201 の 11⑦において準用する法 178 条の 2①）

確認団体の掲示するポスターで、選挙期日の前日までに適法に掲示されたポスターは、選挙の当日においても掲示しておくことができます。

なお、政治活動用ポスターで、所属候補者または支援候補者の選挙運動のために使用するポスターについては、選挙の期日後速やかにこれを撤去しなければなりません。

（6）立札および看板の類の掲示

ア掲示できる種類（法 201 の 9①）

確認団体は、政治活動のために次の立札および看板の類を掲示することができます。

（ア）政談演説会の告知用のもの

（イ）政談演説会の会場内で使用するもの

（ウ）政治活動用自動車に取り付けて使用するもの

イ 規格および枚数（法 201 の 9①）

上記（ア）の政談演説会の告知用の立札および看板の類については、規格の制限はありませんが、枚数は一の政談演説会ごとに立札および看板の類を通じて 5 枚以内という制限があります。

（イ）政談演説会の会場内で使用するものや（ウ）政治活動用自動車に取り付けて使用するものについては、規格、枚数の制限はありません。

ウ 記載内容（法 201 の 13①）

立札および看板の類の掲示は、政治活動のために使用するものに限られ、選挙運動にわたるような内容の記載はできません。また、どのような名目であっても、特定の候補者の氏名またはその氏名が類推されるような事項を記載することはできないので、たとえば弁士として候補者の氏名を記載することは禁止されます。

エ 表示および掲示責任者の氏名等の記載（法 201 条の 11⑧⑨）

政談演説会告知用の立札および看板の類には、政談演説会開催届出の際に委員会が交付する「表示板」を貼付しなければなりません。表示板は、一の政談演説会の開催届出があるごとに 5 枚を交付しますので、立札および看板の見やすい箇所に貼付してください。

また、上記立札および看板の類には、その表面に掲示責任者の氏名および住所を記載しなければなりません。

オ掲示箇所の制限（法 201 の 11⑥）

立札および看板の類の掲示については、ポスターの掲示の場合と同じく、国もしくは地方公共団体が所有し管理するもの、または不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には掲示できません。

ただし、橋梁、電柱、公営住宅、政談演説会の開催当日における当該政談演説会の会場内および会場前ならびに公園、広場、緑地および道路には、承諾を得れば掲示することができます。

ます。

他人の工作物に掲示しようとするときは、居住者等の承諾を得なければならぬことおよび承諾を得ないで掲示された場合は居住者等において撤去できることも、ポスターの掲示の場合と同様です。

カ 撤去（法 201 の 11⑩）

立札または看板の類を掲示した者は、政治活動用自動車を政策の普及宣伝および演説の告知のために使用することをやめたとき、または政談演説会が終了したときは、直ちにこれを撤去しなければなりません。

（7）ビラの頒布

ア ビラの意義

不特定または多数の人に無料で頒布する文書図画で、綴じられていない1枚刷りの程度のものをいうとされています。

イ 種類の制限（法 201 の 9①）

頒布できるビラは、委員会に届け出たもの2種類以内に限られます。枚数には制限はありません。委員会へは、ビラの種類ごとに各2枚を「政治活動用ビラ届出書」とともに提出してください。

ウ 記載内容（法 201 の 9②において準用する法 201 の 6②）

ビラはポスターと同様に政治活動のほか、所属候補者または支援候補者の選挙運動のために使用することができますが、特定の候補者の氏名またはその氏名が類推されるような事項を記載することはできません。

エ 確認団体の名称等の記載（法 201 の 11⑤）

ビラの表面には、当該確認団体の名称、選挙の種類および確認団体の政治活動用ビラである旨を表示する記号（例「○○団体長浜市長選挙届出ビラ第○号」）を記載しなければなりません。

オ 頒布の方法

ビラの頒布は、確認団体が開催する演説会の会場で行う場合はもちろん、街頭で通行人に手渡したり、郵便、新聞折り込み等の方法によって頒布することも差し支えありません。

ただし、選挙人宅を戸別に訪問して頒布することは戸別訪問として違反となることがあり、多数の通行人に向かってばらまいたりすることは散布に当たり、禁止されています。

（8）連呼行為の制限

ア 連呼行為ができる場合（法 201 の 13①）

選挙の告示の日から選挙の当日までの間、政治活動のための連呼行為は禁止されますが、確認団体は次の場合に限り政治活動のための連呼行為をすることができます。

この場合の連呼行為は、政治活動のためであって選挙運動のための連呼行為はできませ

ん。

(ア) 政談演説会の会場においてする場合

(イ) 街頭政談演説の場所においてする場合

(ウ) 午前8時から午後8時までの間に限り、政治活動用自動車の上においてする場合

イ 他の選挙が行われる場合の制限（法201の12②）

政治活動用自動車の上において政治活動のための連呼行為を行う場合には、政談演説会の場合と同様、他の選挙が行われる場合の制限があります。

ウ 静穏の保持（法201の13②）

政治活動のための連呼行為をする確認団体は、法第140条の2第2項の規定が準用されますので、学校および病院、診療所その他の療養施設の周辺においては静穏を保持するよう努めなければならないことになっています。

(9) 特定の候補者の氏名等の記載の禁止（法201の13①）

政党その他の政治活動を行う団体は、確認団体であると否とを問わず、すべての選挙につき、その選挙の告示の日から選挙の当日までの間は、どのような名目であっても、政治活動のために掲示または頒布するすべての文書図面（新聞紙および雑誌を除く。）に、当該選挙区の特定の候補者の氏名またはその氏名が類推されるような事項を記載することはできません。

(10) 特定の建物における文書図面の頒布の禁止（法201の13①）

政党その他の政治活動を行う団体は、確認団体であると否とを問わず、すべての選挙につき、その選挙の告示の日から選挙の当日までの間は、政治活動のために、国または地方公共団体が所有または管理する建物（もっぱら職員の居住の用に供されているものおよび公営住宅を除く。）において文書図面（新聞紙および雑誌を除く。）の頒布（郵便または新聞折込みの方法による頒布を除く。）をすることはできません。

ただし、確認団体がこれらの建物において政談演説会を開催する場合で、その政談演説会の会場において頒布する場合には、禁止されません。

5 選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去（法201の14）

選挙の告示の前に、政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名またはその氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となったときは、当該候補者となった日（原則的には選挙の告示の日）のうちに、当該ポスターを撤去しなければなりません。

6 政党その他の政治団体の発行する機関紙誌の特例（法201の15）

選挙の告示の日から選挙の当日までの間は、当該選挙に関する報道および評論をすることが

できる政党その他の政治団体の機関新聞紙または機関雑誌（以下「機関紙誌」という。）は、確認団体が委員会に届け出たもの各一に限られます。したがって、確認団体でない政治団体の機関紙誌は、市長選挙に関する報道や評論をすることができません。

(1) 選挙に関する報道および評論の掲載できる機関紙誌

確認団体が、その本部において直接発行するもので、かつ、通常の方法（機関新聞紙については、政談演説会の会場において頒布する場合を含む。）によって頒布する機関紙誌で委員会に届け出たもの各一に限られます。

ただし、以上の要件を備えた機関紙誌であっても、当該機関紙誌の号外、臨時号、増刊号その他の臨時に発行するものには、当該選挙に関する報道、評論を掲載して頒布することはできません。

委員会に届け出るときには、届け出ようとする機関紙誌（最近のもの各一部）に、当該機関紙誌の名称、編集人および発行人の氏名、創刊年月日、発行方法、引き続いて発行されている期間ならびに発行部数を記載した「機関紙（誌）届」とともに提出しなければなりません。

(2) 表現の自由の濫用の禁止

選挙の選挙期間中においては、届出機関紙誌に限って選挙に関する報道、評論の自由は保障されていますが、事実を偽りまたは歪めて報道、評論するなど表現の自由を濫用して、選挙の公正を害してはならないことは言うまでもありません。

(3) 頒布または掲示方法の制限

ア 選挙に関する報道、評論を掲載した届出機関紙誌（号外等を除く。）で、届出の前日までに引き続いて発行されている期間が6月以上のものについては、その頒布の方法は、通常の方法（当該選挙の期日の告示の日前6月間において平常行われていた方法をいい、その間に行われた臨時または特別の方法を含まない。）で頒布することができますが、引き続いて発行されている期間が6月未満のものについては、その頒布方法は、通常の頒布方法としての政談演説会場における頒布（機関雑誌については、政談演説会での頒布実績がない場合は頒布できない。）のみに限られ、それ以外の場所で頒布することは、それがたとえ通常行っている頒布方法であってもできないこととされていますので注意を要します。

また、掲示方法は委員会の指定した場所に掲示することができることとされています。

イ 届出機関紙誌であっても、当該機関紙誌の号外等については、選挙に関する報道、評論を掲載したものと頒布することができないものとされています。

ウ 届出機関紙誌の号外等で選挙に関する報道、評論を掲載していないものについても、当該選挙区の特定の候補者の氏名またはその氏名が類推されるような事項が記載されているときは、当該選挙区内においては、頒布することができないものとされています。

政治団体確認申請書

長浜市長選挙における
次のとおりです。

の所属候補者（支援候補者）は、

公職選挙法第201条の9第1項ただし書の規定の適用を受ける政治団体であることを
確認願いたく、ここに申請します。

令和　　年　　月　　日

長浜市選挙管理委員会

委員長 河崎 顯了 あて

政治団体名

事務所所在地

代　　表　　者

記

1 所属候補者（支援候補者）数　　人（令和　　年　　月　　日現在）

2 所属候補者（支援候補者）氏名

候補者氏名	立候補届出年月日
	令和　　年　　月　　日

備考 政治団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が
申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を
行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書

私は、長浜市長選挙において が公職選挙法第201条
の9第1項ただし書の規定の適用を受けるにつき、同党（会、連盟等）の支援候補者とさ
れることに同意します。

令和 年 月 日

代表者 様

候補者氏名